

{ 傍線は削除
太字は修正

大阪戦略調整会議の設置に関する条例案（抄）

（組 織）

第5条 省 略

- 2 大阪会議は、市長、大阪府知事及び堺市長以外の執行機関の権限に属する事項について協議を行う場合には、前項各号に掲げる委員のほか、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を委員として加えるものとする。

（任 期）

- 第6条 前条第1項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 省 略

- 2 会長及び副会長は、委員（第5条第2項に規定する委員を除く。）の互選による。

3-4 省 略

（会 議）

第8条 省 略

- 2 会議は定例会として年4回実施する。ただし、委員（第5条第2項に規定する委員を除く。）の2分の1以上から会議の招集の請求があったときは、会長は速やかに臨時に会議を招集しなければならない。

- 3 会議は、本市に属する委員、大阪府に属する委員及び堺市に属する委員のそれぞれ3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員のうち本市に属する委員、大阪府に属する委員及び堺市に属する委員のそれぞれ過半数で決することを基本に会議において定める。

5 省 略

- 6 大阪会議は、市長、大阪府知事及び堺市長以外の執行機関の権限に属する事項につ

いて協議を行う場合には、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者の出席を求め、その意見を聴くものとする。

7 省 略

6

(協議結果の取扱い)

第10条 市長は、市会の定例会の都度、大阪会議の協議状況について報告するとともに、大阪会議で合意又は決定された事項については市会に必要な議案を提出し、その議決を**求めるよう努めなければならない。**

2-3 省 略

4 前項の協議が整ったときは、市長は、改めて市会に当該事項の実現に向けた議案を提出するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

の施行期日は、市規則で定める。